

令和5年（行ウ）第171号 帰化不許可処分取消請求事件

令和5年（行ウ）第478号 帰化不許可処分無効確認請求事件

令和5年（行ウ）第480号 国家賠償請求事件

原告

被告 国

原告準備書面（4）

2024年（令和6年）4月30日

東京地方裁判所民事第51部2B係 御中

原告訴訟代理人弁護士	関	聡	介
同	鈴	木	雅子
同	小	田川	綾音
同	高	見	智恵子
原告訴訟復代理人弁護士	俵	公	二郎

目次

第1 難民条約34条が締約国に義務付ける内容.....	3
1 はじめに.....	3
2 難民条約34条の規定内容.....	4

3 難民条約34条から導かれる内容	5
第2 諸外国における帰化の要件と難民に対する緩和措置	8
1 はじめに	8
2 カナダ(甲21・2頁～3頁)	8
3 フランス(甲21・3頁～5頁)	10
4 ドイツ(甲21・5頁～6頁)	12
5 イタリア(甲21・7頁)	13
6 イギリス(甲21・8頁～9頁)	14
7 大韓民国	15
8 小括	16
第3 1回目の不許可処分は、難民条約34条に違反し、裁量権の範囲の逸脱濫用が認められること	18
1 はじめに	18
2 第1不許可処分の理由は居住要件であること	19
3 原告が居住要件を満たさないとしてなされた不許可処分は、難民条約34条に違反し、裁量権の範囲の逸脱濫用が認められること	20
4 不許可処分の一切の不開示、及び、帰化の手続が迅速に行われるようにするための努力を一切行っていないことが、難民条約34条に反し、裁量権の範囲の逸脱濫用にあたること	23
第4 2回目の不許可処分には、裁量権の範囲の逸脱・濫用が認められること ...	24
1 法律上の要件ではない「日本語能力」を過度に考慮して帰化を拒否することが、裁量権の範囲の逸脱濫用であること	24

2 仮に日本語能力を帰化用要件の一つとして考慮するとしても、難民について、日本語能力の基準が緩和されていないことは、裁量権の逸脱、濫用にあたること	27
3 原告は、難民が帰化のために必要とされる日本語能力を実質的に充足していること	30
4 不許可処分は一切の不開示、及び、帰化の手續が迅速に行われるようにするための努力を一切行っていないことが、難民条約34条に反し、裁量権の範囲の逸脱濫用にあたること	35

第1 難民条約34条が締約国に義務付ける内容

1 はじめに

(1) 原告準備書面(3)の前半部分においては、法務大臣において帰化の許否にあたっての一定の裁量権の存在は前提としつつも、A：難民条約34条の存在に基づいて裁量権が収縮すること、加えてB：難民に国籍を付与する要請・必要性（実効性ある国籍を有しないことから生じる事実上の無国籍解消の国際的要請）に基づいて裁量権が収縮することについて、それぞれ述べた。

このうちAに対しては、被告は、その準備書面(2)5頁「第2」2項において、わずか9行の記述をするだけであり、実質的な議論を徹底的に避けていることは明らかである。

すなわち、条約誠実遵守義務（憲法98条2項）及び国際協調主義（憲法前文第2段・第3段参照）からすれば、とりわけ法務大臣自らによって当該帰化申請者が「難民」認定されていた本件においては、難民条約34条との関係は、帰化許否にかかる裁量権の逸脱濫用有無の判断にあたっての極めて重要なファクターである。にもかかわらず、国籍法5条2項が存在しているとの一点のみをもって説明を拒否すること自体が明らかに不相当であり、訴訟態度としても非

常に不誠実である。

- (2) 現在の被告の主張を前提とする限り、被告は、本件において、原告が「難民」であることをもって（国籍法5条2項の存在を除いては）特段の帰化の容易化手段を講じず、その状態を前提に裁量権を行使したということを自認しているに等しい。とすれば、難民条約34条の締約国に対する要求に実質的に応えていないこととなり、少なくとも条約誠実遵守義務の範囲内に制約されるべき法務大臣の裁量権を逸脱濫用したことは明らかである。

難民条約34条については原告準備書面（3）3～4頁で簡潔に述べたところであるが、念のため以下において主張を補充する。

2 難民条約34条の規定内容

改めて、34条の条文を確認するならば、以下のとおりである。

(1) 英文

Article 34 (Naturalization)

第一文 The Contracting States shall as far as possible facilitate the assimilation and naturalization of refugees.

第二文 They shall in particular make every effort to expedite naturalization proceedings and to reduce as far as possible the charges and costs of such proceedings.

(2) 日本国外務省訳

第34条【帰化】

第一文 締約国は、難民の当該締約国の社会への適応及び帰化をできる限り容易なものとする。

第二文 締約国は、特に、帰化の手続が迅速に行われるようにするため並びにこの手続にかかる手数料及び費用をできる限り軽減するため、あらゆる努力を払う。

3 難民条約34条から導かれる内容

- (1) 上記引用のとおり、難民条約34条第一文は、「締約国は、難民の・・・帰化をできる限り容易なものとする（The Contracting States・・・shall as far as possible facilitate the・・・naturalization of refugees）」と規定している。

そこで、同条から締約国である日本にいかなる義務が生じるか、あるいは難民条約の履行義務（日本国憲法では条約誠実遵守義務）を前提として帰化制度の解釈運用にいかなる義務や拘束が生じるか、といった点が本件においても、検討すべき問題となる。

- (2) まず、難民条約34条から、締約国が「難民」（少なくとも当該締約国が難民として認定し当該締約国の領域内にいる難民が帰化の希望を有している場合）に対しては、締約国に帰化許可義務が生じるという解釈もあり得る。逆に言えば難民に、難民条約34条に基づいて締約国から帰化を受ける権利が生じるか否かという問題である。

この点に関しては、難民条約34条は、帰化自体を直接的に条約締約国に義務づけるものではなく、裏から見れば、難民に帰化を受ける権利を当然に認めるものではないとの解釈が、一般的にはなされているというべきであろう（ANDREAS ZIMMERMANN 編『The 1951 Convention Relating to the Status of Refugees and its 1967 Protocol: A Commentary』（Oxford University Press, 2011。以下「ジーマーマン逐条解説」）1451頁[42][43]参照）¹。

1 「As mentioned above, a contracting State cannot be compelled to grant individuals its nationality.」（前述したように、締約国に対し、個人に国籍を与えることを強制することはできない。）「Article 34 therefore does not grant a right to refugees to be accorded nationality.」（したがって、第34条は、難民に対して国籍を与えられる権利を認めたものとは言えない。）

原告代理人においても、難民条約 3 4 条から、締約国である日本国に対して帰化許可するという結論自体が直接に義務付けされているものと主張しているわけではない。

- (3) とはいえ、難民条約 3 4 条の文言からも明らかなとおり、起草者は、難民が社会への定着の手段として締約国への帰化による国籍取得という方策を容易に採り得る状態とすべきことを締約国に要求しており、締約国はその要求に沿うように帰化にかかる決定を誠実に (in good faith) 履行する義務を負う (ジーマン逐条解説 1451 頁[44]²)。

そうすると、前述のように難民条約 3 4 条が締約国に対して難民に対する帰化をおしなべて許可することまで義務づけているとは解されない一方で、同条は、締約国に対し、「難民」から受理した帰化申請においては、これを好意的に考慮することにより (by giving favorable consideration) 難民の帰化を最大限に促進する義務を課している、との解釈が導かれるものである (ジーマン逐条解説 1451 頁[44]³)。

2 「The drafters of the 1951 Convention committed themselves simply to promote naturalization as an option that should in principle be made available to refugees. However, the required decision of the State must be taken in good faith.」 (1951 年 [難民]難民条約の起草者は、難民が原則として利用できるようにすべき選択肢として帰化を促進することを端的に約束した。しかしながら、[締約]国の決定は、誠実に行われなければならない。)

3 「Contracting States can be requested, without establishing formal obligations in this respect, to facilitate to the fullest extent the naturalization of refugees, inter alia, by giving favorable consideration to requests for naturalization received from refugees.」

(締約国は、この[good faith に基づく帰化決定という]点においては本来的な義務として定立されていないといえども、特に難民から受理した帰化申請を好意的に考

(4) なお、上記引用のとおり、ジーマン逐条解説においては、条約法条約 31・32 条に加えて難民条約 34 条の起草時からその後の国家履行までも踏まえつつ、具体的な解釈が提示されている。

これに対し、被告は「その文言自体及び同難民条約の目的に照らして、同条が努力目標を掲げた訓示規定であることは明らかであり、法務大臣に法的義務を課するものとは解されない」と言葉少なに述べるのみで（被告準備書面（3）5 頁）、具体的な根拠を示そうとしない。

(5) 以上のとおりであるから、難民条約 34 条は締約国である日本に対して、「『難民』の帰化許可という結論を直接に義務付けしていない一方で、「『難民』の帰化申請に対して好意的に考慮することにより帰化を可能な限り促進する義務」を課しているものと解するべきである⁴。

(6) この点に関しては、韓国の司法判断（甲 20）においても、具体的な規範

慮することにより難民の帰化を最大限に促進するということを要求される。）

4 「In State practice it is derived from the text of Art.34 of the 1951 Convention, i.e. from the wording of 'to facilitate as far as possible' the naturalization of refugees, that this provision imposes an obligation on contracting States; once a refugee files an application for naturalization, they must decide on it in good faith. This interpretation is shared by Weis, who is of the opinion that Art. 34 of the 1951 Convention contains an 'obligation to facilitate the... naturalization of refugees as far as possible.」（締約国の難民条約履行からは、1951 年難民条約第 34 条の文言、すなわち難民の帰化を「できる限り容易なものとする」という文言から、この規定が締約国に義務を課していることが導き出される。この解釈については、ポール・ワイスも同旨である。1951 年難民条約第 34 条には「難民の帰化を可能な限り促進する義務」が含まれている。難民の帰化を可能な限り促進する義務」がある、としている。）

として確認されている⁵。

第2 諸外国における帰化の要件と難民に対する緩和措置

1 はじめに

外国人が帰化する要件は国によって異なる。しかしながら、難民条約34条第一文の要請を受け、難民条約の締約国である諸外国では、その緩和の程度は国によって異なるものの、それぞれの国において設定した帰化要件につき、難民の帰化を容易にするために何らかの緩和措置を採っている。以下、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、イギリス、韓国における帰化の要件及び難民に対する帰化の要件の緩和措置について述べる。

2 カナダ（甲21・2頁～3頁）

(1) 市民権法(Citizenship Act)

ア カナダでは市民権法5条が帰化の要件を定めている。同条による、帰化の要件は以下のとおりである。

① 永住者であること（5条(c)）

なお、難民・補完的保護認定者は、保護対象者である旨の通知を受けた後はいつでも、永住権の申請ができる。

② 帰化申請前の5年間のうち1095日（3年）以上にわたり、カナダに物理的に居住していること（5条(c)(i)）

⁵ 甲20 韓国判決訳文6頁

「(3) 難民の帰化許可要件解釈の基準

前で確認した諸般法律規定の趣旨を考慮すると、被控訴人は難民認定者の帰化許可に関する裁量権を行使するにあたって、一般外国人が帰化申請をした場合とは異なり、より緩和された基準を適用しなければならない。」

- ③ 申請前の5年間のうち3年以上にわたり、納税義務を満たしていること
(但し、納税義務が課される場合に限る。)(5条(c)(iii))
 - ④ 申請時において、カナダの公用語に関する十分な知識を有すること(但し、18歳以上55歳未満の申請者のみに課される。)(5条(d))
 - ⑤ 申請時において、カナダ及びカナダ市民権の取得に伴う責任や権利に関する十分な知識を有すること(18歳以上55歳未満の場合。)(5条(e))
- イ 市民権の付与が認められた場合、宣誓を行うことが義務付けられている。
(14歳以上の場合)(3条(1)(c)、SCHEDULE (Section 24))

(2) 難民に対する帰化の緩和措置

ア 語学テスト、市民権テストの免除

上記④及び⑤のとおり、18歳未満の未成年者、55歳以上の者については、語学テスト(英語またはフランス語の語学スキルの証明)、市民権取得に伴う責任や権利に関するテスト(以下、「市民権テスト」という。)は課されない(免除申請の必要はない)。

加えて、(1) 深刻な病気、身体障がい又は発達障がい、精神障がいといった重篤な健康問題が少なくとも1年間続いている(又は続く可能性がある)場合、(2) 戦争、拷問、難民キャンプでの生活、その他同様の状況によってトラウマを抱えている場合、(3) 第一言語(母語)の教育レベルまたは読み書きの能力が低い場合、(4) 免除が正当化される可能性のあるその他の場合に、帰化の申請者は、語学テスト、市民権テストの免除を求めることができる。

免除の基準を満たしているか確認のための審査が行われ、免除が承認された場合には、申請者は語学テスト、市民権テストを受けたり、能力を証明する必要はなくなる。(甲22)

このように、カナダにおいては、難民が帰化申請をする場合、そもそも18歳未満の未成年者、55歳以上の者は言語テストや市民権テストが免除されることになっており、また、年齢による免除がされない場合であっても、

戦争、拷問等によりトラウマを抱えている場合などには、語学テスト、市民権テストの免除を求めることができるとされている。

イ 居住期間

帰化申請前の5年間のうち 1095 日（3 年）以上カナダに居住していることが必要とされており、居住期間については難民に対する特別の緩和措置はない。しかし、カナダにおいては、居住要件はそもそも、帰化申請前の居住期間5年間のうち 1095 日（3 年）以上と比較的短期間となっている。また、帰化申請の前提となる永住権の取得においては、難民・補完的保護認定者ともに、認定され次第、永住権を申請することができるとされているため、実質的に、難民に対し居住期間の要件の緩和がなされていると言える。

3 フランス（甲21・3頁～5頁）

(1) 民法典（Civil Code）

ア フランス国籍を取得するためには、宣言による国籍取得（Declaration of Nationality）と政令による帰化（Naturalization by Decree）の二つの方法が存在する。18歳以上の国際的保護に該当するものは通常、政令による帰化の方法により、国籍を取得することになる。以下、政令による帰化の一般的な要件（民法典第21-14-1条ないし第21-25-1条）を挙げる。なお、政令による帰化は自治体に申請し、面接などを経て審査が行われる。

- ① 申請の時点で5年間のフランス居住歴を有し（例外あり）、帰化決定の時点でフランスに居住していること（第21-16条、第21-17条）
- ② 18歳以上であること（フランス国籍を取得した両親をもつ外国籍の未成年の子どもを除く）（第21-19条1号、第21-22条）
- ③ 素行要件を満たし、民法典第21-27条が定める有罪判決（実刑6か月以上など）を受けたことがないこと（第21-23条、第21-27条）
- ④ フランス社会への同化を証明できること（第21-24条）

なお、フランス語能力B 1（学位や語学資格試験での証明や興味のある話題をフランス語で会話できる）以上、歴史・制度・文化・権利や義務に関する知識、共和国の価値観等への賛同が求められる。

イ 居住要件の例外

上記ア①の申請の時点における5年間のフランス居住歴という要件には、次の例外がある。(1)フランスの大学に2年以上在籍の後に卒業したもの、(2)フランスに大きな貢献をしたもの又はできるものに該当する場合には、居住期間の要件を2年に短縮することができる（第21-18条）。その他、一定の居住期間なしで帰化の申請が可能な場合の定めもある（第21-19条）。

ウ 年齢要件

まず、13歳から16歳の場合、外国籍の両親のもとにフランスで出生し、8歳以降フランスで生活している場合は、宣言による国籍の取得が可能とされている。

また、16歳から18歳の場合、外国籍の両親のもとにフランスで出生し、11歳以降5年以上フランスに居住している場合は、16歳以上で宣言による国籍の取得を申請することができる。

(2) 難民に対する帰化の緩和措置

ア 語学要件

上記(1)ア④に記載したとおり、フランス語能力B 1以上が求められているが、政治難民や無国籍者のうち、15年以上にわたりフランスを常居所としている者や、70歳を超えるものについては、フランス語の語学要件は適用されない（民法典第21-24-1条）。

イ 居住期間

難民認定を受けた者には、居住期間の要件は適用されず、認定後すぐに帰化申請を行うことが可能とされている（民法典第21-19条、7°）。

4 ドイツ(甲21・5頁～6頁)

(1) 国籍法 (Nationality Act)

ア ドイツでは、国籍法第10条が、以下のとおり、帰化の条件を定めている。

① ドイツに合法的に8年間居住していること (第10条1項)

なお、統合コース (ドイツで暮らす外国籍者を対象に、ドイツでの生活に必要な知識や語学教育を行うコース) を終了した場合は、7年間に短縮される。また、統合のための顕著な努力が確認された場合 (ドイツ語能力B1よりも高い能力を有していること、優れた学位や専門職の学位をドイツで獲得していること、ドイツ国内でボランティア活動に従事していること等)、6年に短縮されることがある (第10条3項)。

② ドイツ憲法を遵守すること (第10条1項1号)

③ 永住権を有していること (第10条1項2号)

④ 独立して生計を確保する手段 (扶養義務のある家族を含む) を有していること (第10条1項3号)

⑤ 以前の国籍を喪失または放棄した場合 (出身国による例外あり) (第10条1項4号)

⑥ 有罪判決等を受けていないこと (第10条1項5号)

⑦ 十分なドイツ語能力 (CEFR: B1相当) を有すること (第10条1項6号、第10条4項))

⑧ ドイツの法制度、社会、生活条件に関する知識を有すること (第10条1項7号)

イ 語学、帰化テストの免除

外国人が、身体的、精神的な病気や障がい、または年齢の理由でテストを履行できない場合、第10条1項6号 (ドイツ語能力)、第10条1項7号 (ドイツの法制度等に関する知識) は免除される。

ウ 2024年改正国籍法による居住期間の要件の短縮

2024年改正国籍法は、帰化申請の居住期間の要件を上記ア①の8年間から5年間に短縮した（例外的に申請者がドイツへの統合性が非常に高い場合、3年で帰化が認められる場合がある。）。なお、外国籍の両親のどちらかが正規滞在者として5年間（現行法では8年間）居住している場合、ドイツで出生した子どもについて、自動的に国籍の取得が認められる。また、法改正により、二重国籍制限も廃止された。

(2) 難民に対する帰化の緩和措置

ア 語学要件

難民に対して特別に語学要件を緩和する措置はないが、上記のとおり、身体的、精神的な病気や障がいを持っている場合には、ドイツ語能力は免除されるため、難民が迫害によるトラウマ等により病気を抱えている場合には、免許の可能性がある。

イ 居住期間

難民・補完的保護申請をしていた期間も含め、居住期間が算出される。

5 イタリア（甲21・7頁）

(1) 市民権法（Citizenship Act）

イタリアの市民権法第9条、第9.1条は、外国人の帰化要件について以下のとおり定めている。

- ① 10年以上にわたって、正規に在留していること（第9条1項f）
- ② イタリア語能力B1レベル以上であること（語学試験の合格によって証明する。なお、イタリアの学校を卒業している場合など試験が免除される場合もある。）（第9.1(1)）
- ③ 出身国で取得した出生証明書及び犯罪歴証明書を提出すること
- ④ イタリア国内で所得があり、さらに一定の所得を下回っていないこと（過去3年間の所得税申告書の提出が求められる。）

(2) 難民に対する帰化の緩和措置

ア 居住期間

居住期間の要件が通常 10 年以上のところ、5 年間に短縮される(第 9 条、第 16 条)。

イ 提出書類

出生証明書及び犯罪歴証明書の原本の代わりに、裁判所または地方自治体で発行された、署名入りの宣誓供述書を提出することが可能とされている。

6 イギリス (甲 21・8 頁～9 頁)

(1) 1981 年国籍法 (Nationality Act 1981)

イギリスの 1981 年国籍法第 6 条が帰化の要件を定めている。

① 成人 (18 歳) 以上であること

なお、18 歳未満の子どもについて、親がイギリス市民、出生時にイギリスに定住していた、又はイギリス軍に所属していた場合などは、自動的に市民権が付与される。18 歳以下の子どもでこれらの要件を満たさない場合、市民権の登録の申請を行い、許否の判断を待つことになる。また、語学その他のテストを受ける必要はなく、素行要件については 10 歳以上の子どもにのみ適用される。

② 素行要件を満たすこと (Schedule 1(1)(b))

③ 英語、ウェールズ語又はスコットランド・ゲール語について、十分な知識を有すること (18 歳以上の場合) (Schedule 1(1)(c))

SELT によって、B1 レベル以上の語学能力が求められる。もしくは、英語のコースで学位を取得した場合、学位の取得証明をもって英語力の証明とすることができる。

65 歳以上、又は長期的な心身の問題のために英語力を証明することができないと認められた場合は、テストは免除となる。

- ④ イギリスに継続して居住する意思を有すること (Schedule 1(1)(d)(i))
- ⑤ 申請時点で5年の居住歴を有し、当該期間のうち国外滞在期間が450日を超えず、申請までの12か月のうち国外滞在期間が90日を超えないこと。当該期間内に移民法に違反した場合、帰化は認められない (Schedule 1(2))
- ⑥ 申請までの12か月間、期間に制限のある在留資格で在留していないこと (Schedule 1(2)(c))
- ⑦ 英国での生活についての十分な知識を有すること (18歳以上の場合)
- ⑧ 市民権の取得決定後、宣誓を行うこと (18歳以上の場合)

(2) 難民に対する帰化の緩和措置

難民及び人道的保護の対象者とその扶養家族は英語力の証明が免除される。

7 大韓民国

(1) 国籍法 (Nationality Act) (甲 23)

ア 国籍法第5条は帰化の要件として、以下のとおり定めている。

- ① 5年以上継続して大韓民国に住所があること (第5条1項)
- ② 大韓民国の永住権を有すること (第5条1-2項)
- ③ 大韓民国の民法上の成人であること (第5条2項)
- ④ 法令を遵守するなど、法務省令で定める品行が端正な者であること (第5条3項)
- ⑤ 自己の資産、技能によるか、生計を同じくする家族に依存して生計を維持する能力があること (第5条4項)
- ⑥ 大韓民国の国民として、韓国語能力、韓国の習慣の理解などの基本的な知識を有していること (第5条5項)
- ⑦ 帰化を許可することが、国家安全保障、秩序維持または公共の福祉を損

なわないと法務部長官が認めること（第5条6項）

イ 総合評価と面接審査

上記第5条の要件の審査は、総合評価と面接審査により行われる（韓国国籍法第4条2項、国籍法施行令第4条の2第1項）（甲23、甲24）。

ウ 総合評価と面接審査の免除

総合評価は出入国管理法39条1項による社会統合プログラムを履修すれば免除することができるとされており（韓国国籍法施行規則第4条1項5号）、面接審査も同プログラムを履修し、総合評価にて100点満点中60点以上を獲得したものに対しては、免除することができるとされている（韓国国籍法施行規則第4条3項）（甲25）。

(2) 難民に対する帰化の緩和措置

難民に限られないが、社会統合プログラムを終了した者に対しては、上記(1)ウのとおり、韓国語能力等のテストや面接が免除され得る。

8 小括

以下は、各国の難民の帰化を容易にする措置を表にしたものである。カナダ、フランス、イギリスでは難民に対して明確に帰化の語学要件を緩和している。ドイツでは、難民には限定されないが、身体的、精神的な病気等を抱えている場合には語学テストが免除される場合があり、本国による迫害を理由にトラウマ等を有している難民に対しては語学要件が免除される可能性がある。また、韓国においては、社会統合プログラムを終了した者に対して韓国語能力を含む面接試験が免除される場合があり、難民がこれらプログラムを終了している場合には、語学要件の緩和が図られるものと言える。

居住要件に関して言えば、フランスでは難民には同要件は課されず、イタリアにおいては難民には居住期間の短縮が図られている。また、カナダにおいては帰化の前提となる永住権取得において、難民に対する緩和措置が採られている。ド

イツでは、難民に限定されないが、難民を含む外国籍者が統合コースを終了した場合には、居住期間の要件が短縮されている。

以上、難民に対して帰化を容易にする措置が全く採られていない国はなく、緩和措置の内容、緩和の程度はそれぞれであるが、各国が難民条約 34 条第一文の要請に応じていることが分かる。

国名	難民に関する語学要件 の緩和措置	居住要件の緩和措置	その他
カナダ	・ 18 歳未満 55 歳以上は免除。 ・ 戦争、拷問、難民キャンプでの生活、その他同様の状況によってトラウマを抱えている場合等は免除。	・ 帰化申請の前提となる永住権取得においては、難民・補完的保護認定者ともに認定され次第、永住権を申請できる。	
フランス	・ 政治難民のうち 15 年以上にわたりフランスを常居所としている者、70 歳を超える者は免除。	・ 難民認定を受けた者は、認定後すぐに帰化申請できる。	
ドイツ	・ 身体的、精神的な病気や障がい、年齢の理由でテスト履行ができない場合には、免除。	・ 難民・補完的保護申請をしていた期間も含め、居住期間が算出される。 ・ 統合コースを終了した場合に、居住期間の要件の短縮あり	

		り。	
イタリア		・ 居住期間の要件が通常 10 年のところ、5 年に短縮。	・ 出身国で取得した出生証明書の原本の代わりに、裁判所または地方自治体で発行された、署名入りの宣誓供述書の提出が可能。
イギリス	・ 難民及び人道的保護の対象者とその扶養家族は英語力の証明が免除される。		
韓国	・ 統合プログラムを終了した場合韓国語能力を含む総合評価や面接試験が免除され得る。		

第3 1 回目の不許可処分は、難民条約 34 条に違反し、裁量権の範囲の逸脱濫用
が認められること

1 はじめに

2023 年（令和 5 年）12 月 6 日付け訴状（帰化不許可処分無効確認請求事件）で述べたとおり、原告は 2013（平成 25 年）10 月 25 日に難民認定申請を行い、2015 年（平成 27 年）10 月 22 日付けで難民認定処分を受けた

後、2018年（平成30年）5月2日に第1回の帰化許可申請（第1申請）を行い、2020年（令和2年）1月20日に不許可処分（第1不許可処分）を受けた。

2で述べるとおり、第1不許可処分の理由は居住条件（5条1項1号）を満たさないことであると考えられるが、これまで述べたとおり、居住要件については、遅くとも難民認定申請を行った2013（平成25年）10月25日が起算点であると解すべきであり、第1不許可処分がなされた2020年（令和2年）1月20日の時点で、原告は、「引き続き五年以上日本に住所を有」していたから、居住条件を満たさないことは不許可処分の理由にならない。

以下では、難民認定申請を行った2013（平成25年）10月25日を起算点とすべきことを、2023年（令和5年）12月12日付け原告準備書面（3）に補足して主張する。

2 第1不許可処分の理由は居住要件であること

被告は、「初回の帰化申請につき、原告が国籍法5条1項1号の要件を満たしていなかったことは認める。」としており（被告準備書面（4）5頁）、1回目の不許可処分の理由が国籍法1条1号居住要件を満たさないことにあったことを認めている。

なお、被告は、「後記第4の2（4）のとおり、原告は日本社会への融和上問題があるとも認められていた」とも主張する（同）。しかしながら、国籍法は、「法務大臣は、次の条件を備える外国人でなければ、その帰化を許可することができない。」（第5条）としており、1条1号の居住要件を満たさなければ法務大臣は帰化を許可できない（この点については被告も同様の主張を行っている。被告準備書面（1）4頁）。したがって、1回目の不許可処分の理由は、居住要件であり、「融和上問題」があったことにはない。もっとも、融和上問題があるとは、実際には後述のとおり日本語要件を指すものと思われるところ、この点が不十分で

あるとの立証は被告から一切なされておらず、また、被告の主張は、原告が当時法務局職員から受けていた説明とも異なる（令和5年第478号帰化不許可処分取消請求事件訴状3頁）。

3 原告が居住要件を満たさないとしてなされた不許可処分は、難民条約34条に違反し、裁量権の範囲の逸脱濫用が認められること

（1）第1で述べたとおり、難民条約34条は、締約国に対し、「難民」から受理した帰化申請においては、これを好意的に考慮することにより（by giving favorable consideration）難民の帰化を最大限に促進する義務を課している。また、第2で述べたとおり、実際に、諸外国においては、難民に関して居住要件を緩和している例も多くみられる。

（2）そもそも、日本においては、居住要件は、「引き続き五年以上日本に住所を有すること」であり、その在留が適法であることは法律上要件となっていない。住所とは「生活の本拠」であり（民法22条）、生活の本拠とは、「ある人の一般の生活関係においてその中心をなす場所」である。かかる住所の解釈は、法律によって異なるものとは解されていないところ（「我妻・有泉コンメンタール民法一総則・物権・債権一（第5版）」79－80頁参照）、在留資格を有しない場合も住所が認められる場合があることは判例によって確立している（令和5年第478号帰化不許可処分取消請求事件訴状5頁）。

すなわち、国民健康保険法（当時）5条の「住所」の要件につき、在留資格のない外国籍者が充足しうるかが問題となった事案において、最高裁は、「外国人が法5条所定の『住所を有する者』に該当するかどうかを判断する際には、当該外国人が在留資格を有するかどうか、その者の有する在留資格及び在留期間がどのようなものであるかが重要な考慮要素となるものというべきである。そして、在留資格を有しない外国人は、入管法上、退去強制の対象とされているため、その居住関係は不安定なものとなりやすく、将来にわたって国内に安

定した居住関係を継続的に維持し得る可能性も低いのであるから、在留資格を有しない外国人が法5条所定の「住所を有する者」に該当するというためには、単に市町村の区域内に居住しているという事実だけでは足りず、少なくとも、当該外国人が、当該市町村を居住地とする外国人登録をして、入管法50条所定の在留特別許可を求めており、入国の経緯、入国時の在留資格の有無及び在留期間、その後における在留資格の更新又は変更の経緯、配偶者や子の有無及びその国籍等を含む家族に関する事情、我が国における滞在期間、生活状況等に照らし、当該市町村の区域内で安定した生活を継続的に営み、将来にわたってこれを維持し続ける蓋然性が高いと認められることが必要であると解するのが相当である。」と判示している（平成16年1月15日最一小判民集58巻1号226頁）。

そこで、原告がいつから日本に住所を有していたかについて検討すると、原告は、迫害のおそれがある本国から日本に逃れてきたものであり、日本入国の時点で本国に戻る意思も予定もなく、その庇護を求めて日本に生活の本拠を置く意思是、当局に難民認定申請をした時点で対外的にも明らかにされていたものである。また、客観的にも、難民認定申請を行った時点で、送還も停止されており（出入国管理及び難民認定法61条の2の6第3項）、難民認定を受ける可能性も十分に認められ、現に難民認定を受けて迫害を受けるおそれがあることが日本の当局によっても認められた者である。したがって、難民認定を受けた後に行った帰化申請の処分時において、原告がいつから住所を有していたかを検討すれば、遅くとも難民認定申請時点において、既に、生活の本拠が日本に置かれていたと考えるのが相当である。原告が在留資格を有していなかったことを考慮し、最高裁が在留資格がない者が住所を有するか否かの検討のため示した要素を用いて検討しても、原告の場合は難民認定申請者であって、上記事情からすれば、「将来にわたって国内に安定した居住関係を継続的に維持し得る可能性も低」かったとはそもそも評価しえず、「将来に

わたってこれを維持し続ける蓋然性が高」かったものである。すなわち、原告は、上記最高裁判決示す、在留資格がない場合に住所を有する者と認める要件をも満たしていた。

- (3) また、原告が在留資格を失った以下の経緯からしても、在留資格を失ったことが、「将来にわたって国内に安定した居住関係を継続的に維持し得る可能性も低」いことを示すものでなかったことも明らかであった。

すなわち、原告は、2013年（平成25年）10月8日、在留資格「短期滞在」（15日）（在留期限は同月23日まで）で関西空港から日本に入国した。原告は、同年18日、国連難民高等弁務官事務所駐日事務所（以下、「UNHCR Japan」という。）に対し、緊急の援助を求める旨のメールを送ったが返答がなかったため、その3日後も同様の緊急のメールを送ったが、返答がなかった。通常、UNHCR Japanでは、このようなメールを受け取った場合、事業実施契約パートナー団体である認定特定非営利活動法人難民支援協会（以下、「JAR」という。）に速やかに連絡を取り、JARが個別のカウンセリングを行うことになっている。しかし、UNHCR Japanから何らの返答を得られなかった原告は、自力で上京し、同年24日、在留期限をわずかに1日過ぎてJARにたどり着き、翌25日、難民認定申請をした（甲7、甲26）。入管法上、難民認定申請者が難民認定申請時点において在留資格を有していなかった場合、その在留は、難民認定申請の処分の結果まで正規化はされえない（法61条の2の6第4項、法61条の2の2）。そのため、原告についても、難民認定申請後も在留資格のない状態が続き、難民認定処分がなされた際に、入管法61条の2の2によって定住者の在留資格を与えられたものである。

(4) 仮に、通常はその居住が適法であることを要件としている実務を前提としても、原告は難民であるから、難民につき「帰化をできる限り容易なものとする」との難民条約34条の要請を踏まえ、居住要件につき、通常通りの判断でよいのか、検討する義務があったというべきである。現に、法務大臣が、原告

代理人から難民条約 3 4 条に鑑みて居住要件の起算点についての注意喚起もなされていたこと（甲 7）は、訴状においても主張したとおりである。

（5）しかるに、被告の主張からすれば、法務大臣は、判例に照らして住所要件を解釈することをせず、また、難民条約 3 4 条についても考慮しなかったというほかない。

（6）以上より、居住要件を満たさないとしてなされた一回目の帰化不許可処分は、難民条約 3 4 条に反し、また、考慮すべき事項を考慮せず、法の解釈を誤ったものであって、裁量権の範囲の逸脱・濫用が認められる。

4 不許可処分の一切の不開示、及び、帰化の手続が迅速に行われるようにするための努力を一切行っていないことが、難民条約 3 4 条に反し、裁量権の範囲の逸脱・濫用にあたること

（1）不許可処分の不開示について

被告は、法務大臣は、当該不許可処分をするにあたって考慮した全ての事情を明らかにすべき義務がないことはもとより、具体的な理由を提示する必要もない。」と主張し（被告準備書面（1）5 頁）、現に開示していない。

しかしながら、不許可理由がわからなければ、次の申請に向けて効果的に準備することも困難となるところ、被告の主張によっても、「帰化の不許可処分については、国際情勢、外交関係、公安上の理由等から、不許可の理由を開示することができない場合も存する」（同）に過ぎず、本件において、不許可理由を一切不開示とすることが必要であるとの主張もなされていない。

この点、被告が提出する裁判例によれば、東京高判平成元年 1 月 2 4 日（乙 5）によれば、「本件帰化許可の申請に対し、東京法務局長設楽英夫は昭和 5 8 年 1 0 月 1 8 日付けで不許可の通知をしたが、右通知書には不許可の理由として、「生活状況に疑問がもたれ、その生活状況を観察する必要があると認められたため」と記載されている」とある。当該訴訟では、その理由だけでは不足で

あるとして訴え提起されているが、ここで重要なことは、昭和58年10月18日時点においては、不許可通知書において、「生活状況に疑問がもたれ、その生活状況を観察する必要があると認められたため」という記載があったことであり、一般的に不許可理由を一切不開示とする必要がないことはこのことから明らかである。

以上からすれば、難民である原告の帰化不許可処分にあたり、漫然とその理由を一切不開示にすることは、「難民の当該締約国の社会への適応及び帰化をできる限り容易なものとする。」との締約国の義務に反する。

(2) 帰化の手続が迅速に行われるようにするための努力を一切行っていないこと

原告の第1帰化申請は、2018年5月2日に行われ、2020年1月20日付で不許可処分がなされている。すなわち、本件申請から本件不許可処分までは1年8月を要しているところ、帰化申請は、通常1年程度で許可が出るものが多いと言われており、本件申請は通常の申請より長期間を要している。

このことは明らかに、難民条約34条の定める、「帰化の手続が迅速に行われるようにするため、、あらゆる努力を払う。」との義務に反している。

第4 2回目の不許可処分には、裁量権の範囲の逸脱・濫用が認められること

1 法律上の要件ではない「日本語能力」を過度に考慮し、かつその求められる水準や試験内容を明らかにしないままに帰化を拒否することが、裁量権の範囲の逸脱濫用であること

(1) 法律上で定められた帰化の要件ではないこと

ア 被告の主張

被告は、帰化の一般的な条件の一つとして、「日常生活に支障のない程度の日本語能力（会話及び読み書き）を有するなど、日本社会に融和していること」を挙げる（乙14、被告準備書面（2）2ページ）。

イ 日本語能力以外、日本社会への融和がないとする事情が認められないこと

この点、被告は、「日本社会に融和していること」という抽象的で曖昧不明瞭な規範を帰化の条件であると主張するが、本件においては、原告が帰化において求められる水準の日本語能力を満たしていなかったとのみ主張するだけであり、この点についてそのほかに何ら「日本社会に融和していること」を否定する具体的な主張がない。また、被告は、原告が、帰化に関する法律上の各種要件を満たすことは認めているので、本件において原告の帰化が認められなかった要因は、日本語能力のみにあるとしか考えられない。

ウ 法律上の要件と同等に考慮されるべきではないこと

この点、被告が主張する「日常生活に支障のない程度の日本語能力（会話及び読み書き）を有すること」という条件は、法務省民事局が作成した「帰化による日本国籍の取得申請手続のご案内」と題したパンフレットに、帰化の一般的な条件の一つとして記載されているものの、そもそも、国籍法で定められている帰化の要件（国籍法5条1項各号）ではなく、法令上の根拠を有するものではない。

したがって、あたかも、国籍法で定められている5条1項1号ないし6号の6つの帰化要件と等しく同列に扱い、7つ目の帰化条件として記載して案内すること自体、不適切なものであり、法律上の要件と同等に帰化の要件として考慮されるべきものではない。

(2) 求められる日本語能力の水準が不明瞭であること

ア 被告の主張

被告は、日常生活に支障のない程度に読み書きができるかを審査するために、各法務局及び地方法務局が小学校低学年の児童が使用する教科書等を参考にして作成した日本語能力の試験（平仮名片仮名の読み書きができ

るか否か並びに文章の理解力及び表現力があるかを問うもの)を実施し、これにより、帰化に必要とされる日本語能力が判断されていると主張するようである。

イ 日本語能力試験の内容と判断は恣意的になりうること

しかし、そもそも「日常生活に支障のない程度」という日本語能力の審査基準自体が曖昧かつ不明瞭である。もとより、帰化申請で実施されている日本語能力の試験問題は、各法務局及び地方法務局で個別に「小学校低学年の児童が使用する教科書等を参考にして作成」されるというのであり、全国的に統一されたものではない。

日本語能力試験の作成者が、各法務局及び地方法務局職員であるならば、日本語教育の専門家ではないのであり、各地方の担当者それぞれの主観的で感覚的な感性のもと“「日常生活に支障のない程度」はこれぐらいであろう”という推測に基づいて作成されることになる。要するに、日本語能力試験の難易度は、いかようにも伸縮自在で、恣意的になりうるものである。

ウ 被告が日本語能力試験の内容を開示しないこと

また、日本語能力試験の問題内容についても、被告からは「平仮名片仮名の読み書きができるか否か並びに文章の理解力及び表現力があるかを問うもの」という抽象的な項目以上の説明がなく、具体的な例示は一切ない。

日本語は、平仮名・カタカナだけでも各46文字合計92文字あるのであって、濁音、半濁音、長音（伸ばす音）、拗音（「きょ」などの小さな文字）を含めると更に多くなる。また、平成22年11月30日内閣告示が指定する常用漢字は2,136字であるところ、漢字には音読みと訓読みがあるため合計4388の音訓読み（2352音2036訓の合計）があり、膨大な数である（平成22年内閣告示第2号）。

この点について、前回2024年2月29日の口頭弁論期日において、裁判長から被告代理人に対し、日本語能力に関する試験問題について、ど

のような内容であるかを開示又は説明するよう釈明がなされたが、被告代理人は、開示困難であるとして、応じようとしなかった。

具体的に日本語能力試験の内容がどのようなレベルのもので、どの程度の平仮名、片仮名の読み書きが求められ、日本語の文章力や表現力を必要とされているのか、明らかにされなければ、帰化希望者はこれに全く対処することも対策を立てることもできない。

エ 小括

難民条約34条は、上記で述べた通り、「難民の帰化を最大限に促進する義務を課している」ことからすれば、帰化の条件の一つとされている「日常生活に支障のない程度の日本語能力」の具体的な水準、それを測る日本語能力試験についても、明確に開示されることが必要である。したがって、被告が日本語能力の具体的な水準や試験の内容を開示しないという姿勢そのものが、難民条約34条の義務に反しており、裁量権の範囲を逸脱し、濫用するものである。

2 仮に日本語能力を帰化用要件の一つとして考慮するとしても、難民について、日本語能力の基準が緩和されていないことは、裁量権の逸脱、濫用にあたること

(1) 日本語は習得が世界一難易度の高い言語であること

そもそも、日本語は、非漢字語圏出身者にとっては、習得することがとりわけ難しい言語であると言われており、既に第一言語を身に着けた成人が第二言語、第三言語として日本語を学び、「日常生活に支障のない程度」のレベルを習得するまでには、相当長期の学習期間を要するものである。

この点、米国の国務省（United States Department of State）によれば、アメリカ外交官養成局（FSI: Foreign Service Institute）が、英語を母語とする局員が習得するのにかかる期間をもとにして、言語習得難易度ランクを設けており、各言語の習得難易度をランク付けしている（甲27）。

ここでは「習得」という基準を、日常的や専門的コミュニケーションにほぼ支障が出ないレベルとし、「一般専門能力」または、省庁間語学円卓会議（ILR）で、スピーキング 3 とリーディング 3 を達成するのに通常必要とされる時間を指標とされている。

この言語習得難易度ランクは、カテゴリー 1 から 5 に分類されるところ、日本語は、最高難度のカテゴリー 5 に分類されており、「“超難関言語” — 英語を母国語とする人々にとって特別に難しい言語」とされている。習得するためには、88 週間、2,200 時間を必要とするレベルであると理解されているところ、この学習対象者は、一定の学歴と学力を有する米国の外交官となる者であり、その者が習得するのに 2,200 時間を必要とされるために、最高難度の言語に分類されている。この言語習得難易度ランクからも、英語を母語とする非漢字語圏出身者にとって、いかに日本語習得が困難であることがわかる。

このように、日本語は、他の難民条約締約国の公用語と比較しても習得が著しく難しい言語であることからすれば、帰化要件の一つとして、日本語能力を求めるとすると、日本で認定された難民、とりわけ、そのほとんどを占める非漢字圏から来た難民は、そのほとんどが帰化を認められず、国籍を取得することができない事態に陥る。現に、後述の通り、一定の学識経験を持ち高等教育を受け、日本語学習も一定程度行った原告ですら突破できないレベルの試験であるのならば、成人して来日して認定された難民一世はほとんど帰化が認められないことになる。

そうすると、他の難民条約締約国で認定された保護された難民との間で、保護国の帰化を受けられる確率が著しく低くなり、不均衡が生じることとなる。

（2）諸外国において難民のための緩和措置があること

この点、既に述べた通り、カナダ、フランス、イギリスでは難民に対して明確に帰化の語学要件が緩和されている。ドイツでは、難民には限定されないが、身体的、精神的な病気等を抱えている場合には語学テストが免除される場合があり、本国による迫害を理由にトラウマ等を有している難民に対しては語学要件が免除される可能性がある。とりわけ、日本語と同様に、米国内務省・外交官養成局による言語習得難易度ランクでカテゴリー 5 の最高難易度に分類されているハングルを公用語とする韓国では、社会統合プログラムを終了した者に対して韓国語能力を含む面接試験が免除される場合があり、難民がこれらプログラムを終了している場合には、語学要件の緩和が図られるものと言える。

このように、難民条約に加入している諸外国では、難民条約 34 条の要請を受けて、法令で、要件の緩和が明確に示されているのである。

(3) まとめ

以上から、難民条約 34 条は、「難民の帰化を最大限に促進する義務を課して」おり、本件と類似する、難民の帰化不許可処分の取消しが争われた訴訟事案において、韓国の高等裁判所が「難民の帰化許可に関する裁量権を行使するにあたって、一般外国人が帰化申請をした場合とは異なり、より緩和された基準を適用しなければならない」と判示したように（甲 20）、仮に、被告が、日本語能力を帰化の一般的な条件の一つとして考慮することが裁量権の範囲内として許容されとしても、帰化申請に際して難民に求められる日本語能力の程度は、一般外国人が帰化申請の際に求められる「日常生活に支障のない程度」という水準ではなく、それよりも更に低い水準のものでなければならない。

すなわち、各法務局及び地方法務局被告が一般外国人の帰化申請の際に作成し、実施している日本語能力試験と全く同一のものを使用することをはじ

め、その試験に対する合格水準を、一般外国人と全く同じ基準で判断して評価することは、難民条約34条の趣旨に反するものである。

日本においては、難民のために準備された、無償で受けられる公的な唯一の日本語教育は、RHQ が提供する定住支援プログラムである。難民については、「難民の帰化を最大限促進する」義務があることを踏まえ、一般外国人の帰化申請で用いる日本語能力試験を、RHQ 支援センターの定住支援プログラム修了をもってこれにかえる等の具体的な代替乃至緩和措置を取る必要がある。

ところが、被告は、帰化申請における日本語能力の要件に関して、難民に求められる帰化促進のための措置を一切設けず、漫然と、一般外国人の申請者と同列に扱っているのであるから、裁量権の逸脱、濫用が認められることは明白である。

3 原告は、難民が帰化のために必要とされる日本語能力を実質的に充足していること

(1) 原告の教育水準

原告は、2013年10月に来日し、2015年10月には難民認定を受けた。原告は[REDACTED]日生まれであるため、来日時は[REDACTED]歳、難民認定された当時は[REDACTED]歳であった。

出身国は[REDACTED]であり、原告の母語は[REDACTED]語である。原告は、出身国での教育を経て、英語を習得した。原告は非漢字語圏出身者であり、出身国で高等教育を受け大学も卒業しているのであり、日本で難民認定を受けた後、2016年9月には、[REDACTED]修士課程に入学し、2018年9月にこれを修了した。2019年4月には、[REDACTED]博士後期課程に入学しており、学業研究を

深めているのであり、原告が受けた教育水準は高度であり、知的水準も平均以上であると解される。

(2) 原告の日本語学習の状況

原告は、これまでに、約800時間を超える日本語学習を行ってきた。

ア カトリック東京国際センター (CTIC) 日本語の入門クラスを修了したと

すなわち、原告は、2014年1月21日～4月24日までの3か月間、CTIC 主催の難民のための日本語入門クラスを受講して修了した (甲28)。1週間に1回、全13回のコースで、午後1時から午後4時まで3時間、合計39時間の日本語学習を行った (甲29)。

イ IECC 日本語学校で学んだこと

CTIC の日本語入門クラスを終えた後、原告は CTIC から学費援助を含むサポートを受けて、2015年7月～同年10月までの約3か月間、当時西日暮里に所在していた IECC 日本語学校に通った。

日本語の授業は、週4日、午前8時から午後5時まで、1時間の休憩をはさんで毎日約8時間行われた。原告は、途中で難民認定を受けることができ、認定後はRHQの支援プログラムや大学への入学の道も開かれることになったため、IECC 日本語学校での学習は修了した。この日本語学校では、合計すると1週間に約32時間の日本語クラスを12週間続け、合計約384時間の日本語学習を行った。

なお、後に原告が [REDACTED] への入学を申請するにあたり、IECC 日本語学校の教師の推薦状では「日本語力の向上を目標に真摯に授業に取り組んでいる。四技能（読む・書く・聞く・話す）の中でも、聴解と会話力は突出している。非漢字圏であるため漢字がやや苦手であるが、毎日こつこつと練習を続け成果をあげている。努力家である。」と評価されており、

原告の日本語を聴いて理解する力、話す力が特に長けていることが示されている（甲30）。

ウ RHQ プログラムを修了

（ア） 原告は、難民認定を受けた後、2016年4月4日～2017年3月27日までの1年間、定住支援プログラムを受講して修了した。日本語教育は572時限であり、1時限が45分であるため、合計429時間の日本語学習を行った（甲18の2・28ページ、甲31）。

（イ） 定住支援プログラムでは、実施期間中に日本語能力について、自己評価を行い、日本語講師からも評価・コメントを受ける機会が2回ある。原告は、2016年10月9日に、日本語講師から「コミュニケーションの力がありますので、上手に話をつづけることができます。書くことにも力を入れましょう。」との評価・コメントを受け、日本語で会話する能力があることを評価された（甲32）。

また、2017年3月23日にも、日本語講師から「会話はなめらかで上手です。小さいミスもあります。短い文をたくさん書くことで、正しい文が言えて書けるようになります。漢字も毎日の練習が大切です。」との評価・コメントを受けており、会話能力の高さを評価された（甲32）。

原告の自己評価としても、定住支援プログラムを受講する前より、「ひとりではなす」、「ふたりではなす」、「きいてわかる」、「よんでわかる」、「さくぶん」のスキルが格段に向上していると認識しており、原告の日本語能力は全体的に向上したことが見てとれる。

（ウ） さらに、原告が、RHQ定住支援プログラムの修了時に作成し、卒業文集に掲載されているものは、以下の通りである（甲33）。この内容からも、原告が、基本的な平仮名及び片仮名、漢字の読み書きができており、文章の理解力や表現力も十分に備わっていることが示されている。

<これまでの私とこれからの私>

「わたしは2013年10月に日本に来ました。日本に来た時あいさつの日本語もしりませんでした。勉強することは大好きですが、日本語はちょっとむずかしいです。日本でたくさんもんだいがありましたから日本語を勉強しなければならないとおもいました。ですから RHQ で勉強しようとおもいました。RHQ に入ってからいろいろな勉強をしました。

日本語はむずかしいとおもっていましたが先生たちがやさしい日本語でおしえてくれたので、あんしんしました。

この一年よく勉強したので、今は日本語でよく話せるようになりました。ひらがなとカタカナ、が書けるようになりました。、また、やさしいかんじもわかるようになりました。

今は、生かつであまりもんだいがありません。昨年の9月から、XXXXXXXXXX大学の大学院で国さいかんけいを英語で勉強しています。とくに、なんみんのもんだいについてきょうみがあるのでけんきゅうしてろん文を書きます。またティーチングアシスタント（TA）として先生たちのお手つだいをするしごとをしています。

しょうらいのゆめは、せかいにたくさんいるなんみんたちのために働いて、たくさんのなんみんたちをたすけることです。

日本の文化や日本の人たちについても、とてもきょうみがあります。昨年の夏には、ゆかたをきてぼんおどりをすることができました。、とてもたのしかったです。もっと、もっと日本語が上手になりたいです。」

エ (株)ユニクロに採用されたこと

原告は、定住支援プログラムを修了するに際して、RHQ支援センターにおいて、(株)ユニクロのアルバイトの採用面接を受けた。その際、原告と

同様に定住支援プログラムを受けていた他の難民の受講生と比べ、原告の日本語のコミュニケーション能力は特別に高いとの評価がなされ、採用されるに至った。

原告は、2017年4月からユニクロ[REDACTED]店において2021年夏ころまで、約4年間働いた(甲18の2・65ページ)。当初の6か月間は、いわゆる品物を分類する等の裏方作業に従事したものの、その後は、表舞台である店の売り場に出て、接客を含めレジも担当し、来店した顧客に日本語で対応した。また、原告が日本語と英語と両方の語学力があるため、日本語がわからない他の外国籍の労働者達も雇用されるようになり、原告が、仕事等を教える役割にもついた。これは、原告の日本語能力が、衣服販売の売り場でビジネス上も通用することの証左であり、「日常生活に支障のない程度」の日本語能力を有することの表れであるともいえる。

(3) 原告の帰化申請時の日本語テストの評価

ア 被告の主張

被告は、帰化申請時に行われた「そもそも複数回の日本語テストにおいて、基本的な平仮名、片仮名の読み書きが十分にできていなかった」と主張する(被告準備書面(3)・3ページ)。

しかし、被告は、原告が受けた日本語テストの中身を何ら明らかにしておらず、原告がどのように評価されたのか、客観的に示す資料を何ら提出しない。被告の主張は客観的な証拠に基づかないものであり、理由がなく、到底被告の主張は認められない。

イ 原告の認識

(ア) 1度目のテスト

この点、原告の認識では、1度目の帰化申請の際、2018(平成30)年10月5日に日本語テストを受けたところ(甲18の2・143-144ページ)、その際は、91点と評価されたと記憶している。この

ときの担当者からは、日本語能力試験は90点以上であれば合格であると伝えられ、原告の日本語能力は問題ない、オーケーであると評価されていた。

(イ) 2度目、3度目のテスト

原告は、2度目の帰化申請の際には、2022（令和）4年3月25日（甲18の3・11～14ページ）と同年10月14日に日本語テストを受けたところ（甲18の3・5～6ページ）、初回は89点、2回目は82点か83点と評価されたと記憶している。いずれも同じ担当者であったが、原告としては、担当者の対応が1度目の時よりも厳格で冷たい印象を受け、1回目のときよりも緊張感を伴ったと記憶している。

いずれも、担当者から点数を口頭で伝えられることはなかったが、その場で採点されテスト紙面に記載されたので、見て取ることができた。

(4) まとめ

以上述べたところからすると、原告は、これまでに RHQ 支援センター提供の定住支援プログラムを修了していることにくわえて、日本語学習に総計約800時間を費やして日本語を習得しようと努力してきた。とりわけ、日本語を聞いて理解する力、会話力は複数の日本語講師らから長けていると評価されており、そのため、(株)ユニクロでのアルバイトにも採用されて、売り場でも接客等の業務に従事することができた。法務局における帰化申請の日本語テストにおいても、すべて80点以上を取っていると認識しており、1度目は91点で、合格点を取っていたとの認識である。

したがって、原告は、難民条約34条を踏まえ、難民が帰化申請の際に求められている、日本語能力を十分に満たしていると解するのが相当である。

4 不許可処分は一切の開示、及び、帰化の手続が迅速に行われるようにするための努力を一切行っていないことが、難民条約34条に反し、裁量権の範囲の逸脱

濫用にあたること

このほか、2回目の不許可処分においても理由は一切開示されず、また、申請から処分までには1年9月を要しており、第3の4で述べた、不許可処分の一切の開示、及び、帰化の手續が迅速に行われるようにするための努力を一切行っていないことが難民条約34条に反し、裁量権の範圍の逸脱濫用にあたることは、2回目の不許可処分においても同様に当てはまる。

以上